

平成27年第2回泉南市議会定例会議案書

議 案 一 覧 表

(平成27年6月10日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）	1
報 告	2	専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	13
報 告	3	専決処分の承認を求めるについて（泉南市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について）	21
報 告	4	平成26年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について	27
議 案	1	工事請負契約の締結について	29
議 案	2	泉南市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35
議 案	3	平成27年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）	39

報告第1号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年6月10日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、市民税及び固定資産税等についての制度改正が順次施行されることにより、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講ずる必要から、専決処分したものである。

専決甲第 1 号

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(泉南市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 泉南市市税賦課徴収条例(昭和32年泉南市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項の表中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第39条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第40条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第46条及び第48条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第81条第2項、第82条第2項及び第3項並びに第119条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附則第6条の2の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第6条の4の2第8項中「第15条第38項」を「第15条第40項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項中「第15条第37項」を「第15条第39項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「第15条第34

項」を「第15条第36項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項の次に次の3項を加える。

6 法附則第15条第18項に規定する市の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市の条例で定める割合は2分の1）とする。

7 法附則第15条第30項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第31項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第6条の4の2に次の1項を加える。

12 法附則第15条の8第4項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第6条の5の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第6条の6の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第6条の7（見出しを含む。）、第6条の9（見出しを含む。）及び第6条の11中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第6条の8中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第8条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第9条の7を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第9条の7 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第73条の規定については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号の指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第9条の7の次に次の2条を加える。

（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）

- 第9条の8 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。
- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1

月10日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行つた者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第9条の8の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年泉南市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中泉南市市税賦課徴収条例附則第9条の7の改正規定を次のように改める。

附則第9条の7第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第73条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第3号中「泉南市市税賦課徴収条例第73条」の次に「第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」を、「第3条」の次に「第1項」を加え、同条第4号中「第42条の13第1項」の次に「、第73条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）、イ、ウ、第3号」を、「次条第6項」の次に「、附則第3条第2項」を加える。

附則第3条中「第73条」の次に「第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 新条例第73条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）、イ、ウ及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 附則第5条の表中「附則第9条の7」を「附則第9条の7第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条

例附則第1条第3号及び第4号並びに第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の泉南市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の8の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第9条の8第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第9条の8の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第6条の4の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第6条の4の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例附則第6条の4の2第8項の規定は平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第6条の4の2第12項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第9条の7の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

報告第2号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年6月10日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 泉南市都市計画税課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、都市計画税についての制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、専決処分したものである。

専決甲第2号

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年3月31日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市都市計画税賦課徴収条例（昭和36年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第15項中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第3項及び第5項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第3項及び第6項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第4項、第6項及び第7項」を「附則第5項、第7項及び第8項」に、「附則第6項から第8項まで」を「附則第7項から第9項まで」に、「附則第8項」を「附則第9項」に、「附則第9項から附則第11項まで」を「附則第10項から附則第12項まで」に、「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「第6条の12」を「第7条」に、「これらの規定」を「同条」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第

1 1 項とし、附則第 9 項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項中「附則第 3 項」を「附則第 4 項」に、「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 4 項中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同項を附則第 5 項とする。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同項を附則第 4 項とする。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同項を附則第 3 項とし、附則第 1 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 18 項の条例で定める割合）

2 法附則第 15 条第 18 項に規定する市の条例で定める割合は 5 分の 3（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 18 項に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の泉南市都市計画税賦課徴収条例（次項において「新条例」という。）の規定は平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第2項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

報告第3号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年6月10日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 泉南市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、国民健康保険税についての制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、専決処分したものである。

専決甲第 3 号

泉南市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

泉南市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(泉南市国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 泉南市国民健康保険税条例（昭和 41 年泉南市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 号中「245,000 円」を「260,000 円」に改め、同条第 3 号中「450,000 円」を「470,000 円」に改める。

(泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 25 年泉南市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に次のただし書きを加える。

ただし、附則第 14 項の改正規定中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限り、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の泉南市国民健康保険税条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 26 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成26年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成26年度大阪府泉南市一般会計の繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成26年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
総務費	総務管理費	防災備蓄事業	円 4,000,000	円 4,000,000	円	円 4,000,000	円
総務費	総務管理費	地方創生総合戦略推進事業	3,488,000	3,488,000		3,488,000	
総務費	総務管理費	りんくう公園にぎわい創出プラン事業	5,340,000	5,340,000		5,340,000	
総務費	総務管理費	広域連携推進事業	59,000	59,000		59,000	
総務費	総務管理費	地域資源国際化事業	1,730,000	1,730,000		1,730,000	
民生費	社会福祉費	防犯事業	2,000,000	2,000,000		2,000,000	
民生費	社会福祉費	社会保障分野における個人番号利用制度によるシステム改修事業(障害福祉システム)	4,000,000	4,000,000		1,678,000	2,322,000
民生費	社会福祉費	地域福祉力再生事業	1,500,000	1,500,000		1,500,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
民生費	児童福祉費	赤ちゃんの駅設置事業	460,000	460,000		460,000	
民生費	児童福祉費	乳幼児(子ども)医療助成事業	14,000,000	14,000,000		5,553,000	8,447,000
民生費	児童福祉費	小規模保育設置促進事業	16,875,000	14,947,000		13,287,000	1,660,000
民生費	生活保護費	社会保障分野における個人番号利用制度によるシステム改修事業(生活保護システム)	1,500,000	1,500,000		845,000	655,000
衛生費	保健衛生費	社会保障分野における個人番号利用制度によるシステム改修事業(健康管理システム)	1,600,000	1,600,000		873,000	727,000
衛生費	保健衛生費	妊婦健康診査事業	15,000,000	15,000,000		15,000,000	
農林水産業費	農業費	泉南農業塾運営事業	6,060,000	6,060,000		6,060,000	
商工費	商工費	空き店舗家賃補助事業	1,440,000	1,440,000		1,440,000	
商工費	商工費	プレミアム商品券発行事業	317,573,000	317,573,000		317,573,000	
商工費	商工費	紀州街道観光イベント事業	1,500,000	1,500,000		1,500,000	
教育費	教育総務費	安全推進事業	2,900,000	2,900,000		2,900,000	
合 計			401,025,000	399,097,000		385,286,000	13,811,000

平成27年6月10日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第1号

工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

平成27年6月10日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

契約の目的	26年災第22号童子畑堀河線災害復旧工事
契約の相手方	住所 大阪市北区梅田一丁目1番3-3100号 名称 株式会社ノバック 大阪支店 支店長 長政 基雄
契約金額	226,746,000円
契約の締結方法	一般競争入札
仮契約日	平成27年5月21日

工事請負仮契約の締結の経過

26年災第22号童子畑堀河線災害復旧工事

工事の概要	復旧延長	134m
	盛土工	33,400m ³
	排土工	2,130m ³ (無人化施工)
	護岸工	1,135m ²
	舗装工	676m ²
	防護柵工	129m

工事期間 本契約締結日から平成28年10月31日まで

入札事項	入札日	平成27年5月14日
	入札参加者数	9社
	入札回数	1回

26年災第22号童子畑堀河線災害復旧工事入札業者及び入札経過一覧表

落札金額 226,746,000円

注) 落札金額は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額(円未満切捨て)を加算した金額とする。

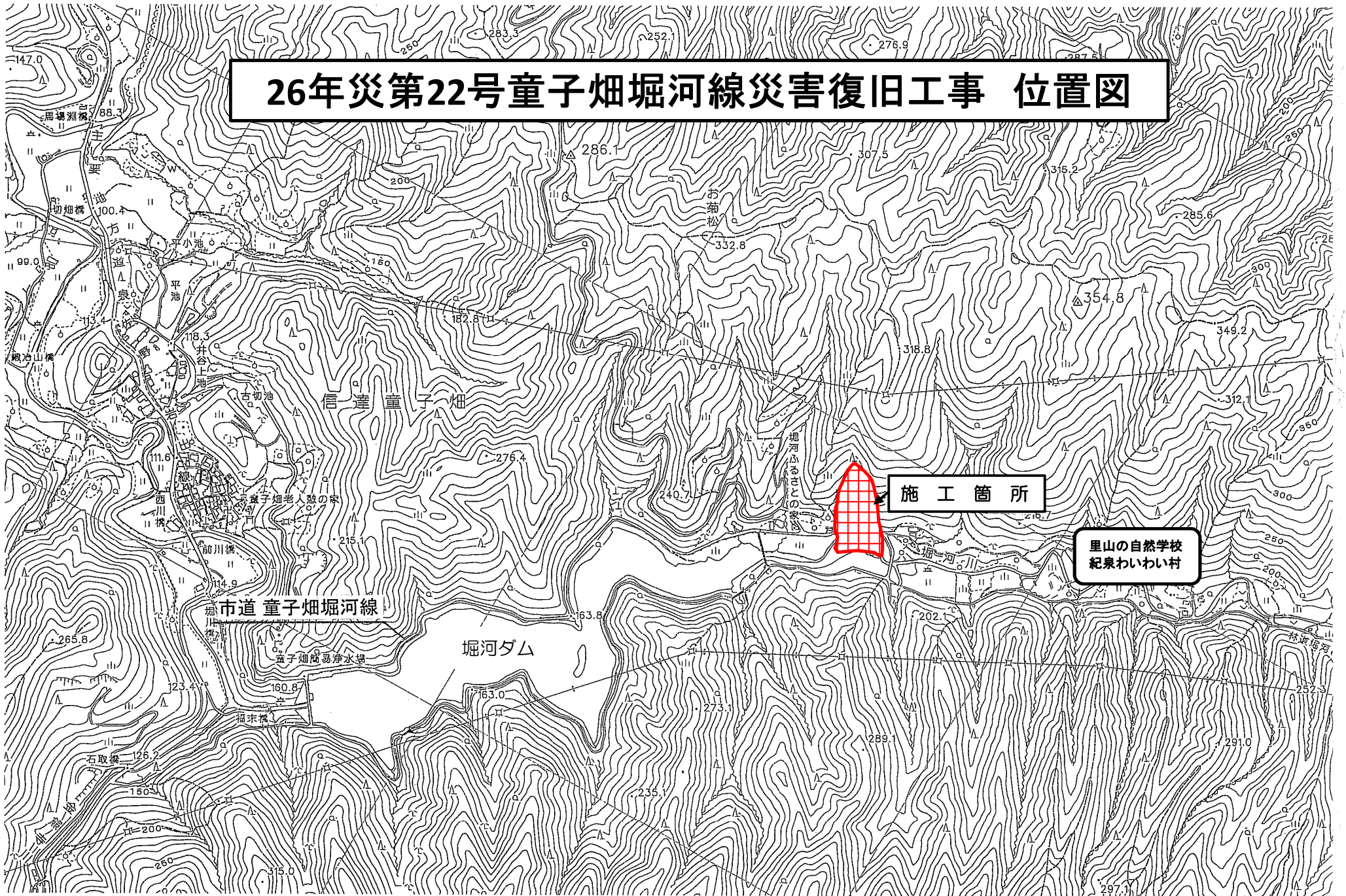
業 者 名	第1回入札金額(円)	備 考
(株)浅川組	232,000,000	
(株)浅沼組		辞 退
(株)旭工建	209,950,000	
岩田地崎建設(株)		辞 退
奥村組土木興業(株)	209,950,000	
(株)ノバック	209,950,000	落 札 (抽 選)
阪南土建(株)	209,950,000	
村本建設(株)	209,950,000	
(株)森組		辞 退

予 定 価 格 238,580,000円

最低制限価格 209,950,000円

注) 入札金額、予定価格、最低制限価格には消費税分及び地方消費税分に相当する金額は含まない。

26年災第22号童子畑堀河線災害復旧工事 位置図



議案第 2 号

泉南市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 7 年 6 月 1 0 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

ドメスティック・バイオレンス等やむを得ない理由があるために住民票を異動できない子どもについても医療費の助成が受けることができるように規定を改めるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

泉南市子どもの医療費の助成に関する条例（平成6年泉南市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録されている」を「居住している」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

平成27年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）

平成27年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,280千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,432,992千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年6月10日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(10)地方交付税		2,400,000	231	2,400,231
	1)地方交付税	2,400,000	231	2,400,231
(14)国庫支出金		4,339,241	3,754	4,342,995
	2)国庫補助金	672,144	3,754	675,898
(15)府支出金		1,837,550	56,295	1,893,845
	2)府補助金	484,138	56,295	540,433
(18)繰入金		1,004,823	△4,600	1,000,223
	1)基金繰入金	1,001,563	△4,600	996,963
(20)市債		1,729,300	△41,400	1,687,900
	1)市債	1,729,300	△41,400	1,687,900
歳入合計		22,418,712	14,280	22,432,992

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 総務費		2,060,299	3,661	2,063,960
	1) 総務管理費	1,547,383	3,661	1,551,044
(3) 民生費		10,456,336	10,619	10,466,955
	2) 児童福祉費	3,730,219	10,295	3,740,514
	3) 生活保護費	2,239,250	324	2,239,574
歳 出 合 計		22,418,712	14,280	22,432,992

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
子ども総合支援センター整備事業	千円 60,300	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	千円 18,900	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ

平成27年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 0	地方交付税	2,400,000	231	2,400,231			
(1)	地方交付税	2,400,000	231	2,400,231			
	1)	地方交付税	231	231	1.	231	
	地方交付税	2,400,000	231	2,400,231	1.		
1 4	国庫支出金	4,339,241	3,754	4,342,995			
(2)	国庫補助金	672,144	3,754	675,898			
	1)	総務費補助金	3,592	3,592	1.	3,592	
	総務費補助金	45,763	3,592	49,355	1.		
	2)	民生費補助金	162	162	3.	162	生活保護適正実施推進事業補助金
	民生費補助金	265,454	162	265,616	3.		
1 5	府支出金	1,837,550	56,295	1,893,845			
(2)	府補助金	484,138	56,295	540,433			
	1)	総務費補助金	46,000	46,000	7.	46,000	
	総務費補助金	21,781	46,000	67,781	7.		
	2)	民生費補助金	10,295	10,295	9.	4,188	子育て支援分野特別枠
	民生費補助金	282,754	10,295	293,049	9.		
					16.	6,107	
1 8	繰 入 金	1,004,823	△4,600	1,000,223			

款 18 繰 入 金

款 18 繰 入 金 項 1 基金繰入金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
(1) 基金繰入金		1,001,563	△4,600	996,963			
	1) 公共施設整備基金 繰入金	263,000	△4,600	258,400	1. 公共施設整備基金 繰入金	△4,600	
20 市 債		1,729,300	△41,400	1,687,900			
(1) 市 債		1,729,300	△41,400	1,687,900			
	2) 民 生 債	113,700	△41,400	72,300	5. 子ども総合支援セ ンター整備事業債	△41,400	
歳 入 合 計		22,418,712	14,280	22,432,992			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 総 務 費	2,060,299	3,661	2,063,960	3,592	69		
				国庫支出金 3,592			
(1) 総務管理費	1,547,383	3,661	1,551,044	3,592	69		
				国庫支出金 3,592			
10) 情報管理費	179,610	3,661	183,271	3,592	69		
				国庫支出金 3,592			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	3,661		133,947
[3] 住民情報記録システム事業	142,908	3,661	146,569	3,592	69	総務課	
				国庫支出金 3,592			
				[社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金 3,592]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	3,661	電算運營業務委託料	125,284
3 民 生 費	10,456,336	10,619	10,466,955	15,057	△4,438		
				国庫支出金 162			
				府支出金 56,295			
				市債 △41,400			

款 3 民 生 費

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
(2)児童福祉費	3,730,219	10,295	3,740,514		14,895	△4,600	
				府支出金	56,295		
				市債	△41,400		
5)保育子育て支援費	83,384	10,295	93,679		10,295		
				府支出金	10,295		
				節 区 分	金 額		
				7.賃 金	3,404		432
				8.報 償 費	5,110		1,530
[2]保育子育て支援事業	3,602	10,295	13,897		10,295		
				府支出金	10,295		
				[地域福祉・子育て支援交付金 子育て支援分野特別枠 4,188]			
				[地域少子化対策強化交付金 6,107]			
				節 区 分	金 額		
				7.賃 金	3,404	アルバイト賃金	432
				8.報 償 費	5,110	講師謝礼 支援者活動謝礼	2,210 2,900

				9. 旅 費	126	普通旅費	30
				11. 需 用 費	890	消耗品費	485
				14. 使用料及び賃借料	239	会場借上料	47
				18. 備品購入費	300	器具購入費	54
				19. 負担金、補助及び 交付金	226	職員研修参加負担金	
8) 子ども総合支援 センター費	240,345	0	240,345	4,600	△4,600		
				府支出金	46,000		
				市債	△41,400		
[2]子ども総合支援 センター事業	87,757	0	87,757	4,600	△4,600		
				府支出金	46,000		
				[宝くじ社会貢献広 報市町村補助金 46,000]			
				市債	△41,400		
				[子ども総合支援セ ンター整備事業債 △41,400]			
(3)生活保護費	2,239,250	324	2,239,574	162	162		
				国庫支出金	162		
1)生活保護費	2,239,250	324	2,239,574	162	162		
				国庫支出金	162		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	324		21,671

款 3 民 生 費 項 3 生活保護費 目 1 生活保護費

款 3 民 生 費 項 3 生活保護費 目 1 生活保護費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[2]生活保護事業	2, 118, 301	324	2, 118, 625	162	162	生活福祉課	
				国庫支出金 162 [セーフティネット 支援対策等事業費 補助金 162]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	324	電算委託料	5, 671
歳 出 合 計	22, 418, 712	14, 280	22, 432, 992	18, 649	△4, 369		
				国庫支出金 3, 754			
				府支出金 56, 295			
				市債 △41, 400			

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	568,900	15,019,967	527,500	14,978,567
(5) 民 生	113,700	387,960	72,300	346,560
計	1,729,300	27,430,342	1,687,900	27,388,942

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,767,332		8,767,332	39.1
(2) 地方譲与税	142,500		142,500	0.6
(3) 利子割交付金	22,400		22,400	0.1
(4) 配当割交付金	38,300		38,300	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	19,400		19,400	0.1
(6) 地方消費税交付金	1,134,700		1,134,700	5.0
(7) ゴルフ場利用税交付金	45,700		45,700	0.2
(8) 自動車取得税交付金	32,100		32,100	0.1
(9) 地方特例交付金	35,700		35,700	0.2
(10) 地方交付税	2,400,000	231	2,400,231	10.7
(11) 交通安全対策特別交付金	9,501		9,501	—
(12) 分担金及び負担金	292,850		292,850	1.3
(13) 使用料及び手数料	352,394		352,394	1.6
(14) 国庫支出金	4,339,241	3,754	4,342,995	19.4
(15) 府支出金	1,837,550	56,295	1,893,845	8.4
(16) 財産収入	13,330		13,330	0.1
(17) 寄 附 金	3,220		3,220	—
(18) 繰 入 金	1,004,823	△4,600	1,000,223	4.5
(19) 諸 収 入	198,371		198,371	0.9
(20) 市 債	1,729,300	△41,400	1,687,900	7.5
歳 入 合 計	22,418,712	14,280	22,432,992	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	279,963		279,963	1.2
(2) 総務費	2,060,299	3,661	2,063,960	9.2
(3) 民生費	10,456,336	10,619	10,466,955	46.7
(4) 衛生費	1,659,531		1,659,531	7.4
(5) 農林水産業費	175,503		175,503	0.8
(6) 商工費	72,177		72,177	0.3
(7) 土木費	1,731,723		1,731,723	7.7
(8) 消防費	860,129		860,129	3.8
(9) 教育費	1,994,756		1,994,756	8.9
(10) 公債費	2,862,990		2,862,990	12.8
(11) 諸支出金	89,005		89,005	0.4
(12) 災害復旧費	156,300		156,300	0.7
(13) 予備費	20,000		20,000	0.1
歳出合計	22,418,712	14,280	22,432,992	100.0

